

特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）（案）について

1. 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）の改訂について

特定鳥獣保護管理計画制度は、地域的に著しく増加または減少している野生鳥獣の個体群の科学的・計画的な保護管理の実施により人と鳥獣との共生を図る目的で、平成 11 年に創設され、平成 27 年 4 月 1 日現在、46 都道府県で 6 種について 131 計画が作成されている。

都道府県知事が定める特定鳥獣保護管理計画は、平成 26 年 5 月 30 日に公布された鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 46 号。平成 27 年 5 月 29 日施行。）により、

ア その生息数が著しく減少し、又はその生息地の範囲が縮小している鳥獣（第一種特定鳥獣）の保護に関する計画（第一種特定鳥獣保護計画）

イ その生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣（第二種特定鳥獣）の管理に関する計画（第二種特定鳥獣管理計画）

に再整理された（以下、ア及びイをまとめて「特定計画」という。）。

この特定計画を都道府県が作成する際の技術的な参考となる資料が特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドラインである。カワウ以外の 5 種のガイドラインについては、平成 12 年にマニュアルとして公表し、平成 22 年に「特定鳥獣保護管理計画作成のためのガイドライン」として改訂を行っている。その後、多くの知見が集積されたことから、現行のガイドラインをより具体的かつ実践的な内容とすべく、平成 26 年度に開催した「ニホンザル保護及び管理に関する検討会」の検討を経て、今般、改訂案を「特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編・平成 27 年度）（案）」としてとりまとめた。

なお、平成 26 年度に開催した「ニホンザル保護及び管理に関する検討会」の検討とあわせ、日本哺乳類学会哺乳類保護管理専門委員会ニホンザル保護管理検討作業部会及び日本霊長類学会保全・福祉委員会に改訂案に関する意見照会を行い、提案された意見を改訂案に反映させた。

改訂案について、広く国民から平成 27 年 12 月 25 日（金）から平成 28 年 1 月 24 日（日）までの間、パブリックコメントを行った。

15 件の意見があり、資料 2 - 2 にその意見等と対応案を示し、資料 2 - 3 に対応案を反映させた改訂案を示した。